

道路法第 24 条に基づく承認工事事務処理要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 24 条の規定により、道路管理者神戸市（以下「市」という。）が管理する道路について、道路管理者以外の者の行う道路に関する工事（以下「工事」という。）の承認について、法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(工事の承認)

第 2 条 法第 24 条の規定により工事の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手する日の 3 週間前までに道路工事施行承認申請書を、神戸市建設局所管建設事務所長（以下「所長」という。）に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の施行承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図（1/2, 500 程度）
- (2) 現況平面図（1/250 程度）
- (3) 計画図（1/250 程度）
- (4) 構造図（1/50 程度）
- (5) 現況写真（近景及び遠景）

3 所長は、工事の承認に際し必要な条件を付すことができる。

4 所長は、第 1 項の申請による工事を承認したときは、申請者に対し道路工事施行承認証を交付する。

5 道路区域の変更を伴う工事の承認を申請しようとするときは、あらかじめ道路区域の変更部分の土地の取扱いを関係者と協議し、成立させておかななければならない。

(同意書等の添付)

第 3 条 所長は、承認を受けようとする工事が隣接の土地、建物の所有者及び水利権者その他利害関係を有する者に影響を及ぼす恐れがあるときや、地域の協定にかかる事案及び官公署の許可等が必要なときは、関係者または官公署の同意書、許可証及び所長が必要と認める書類等を添付させることができる。

(変更または取下げ)

第 4 条 申請者は、承認を受けた事項を変更または取下げしようとするときは、ただちに道路工事施行承認変更申請書または道路工事施行承認取下げ申請書を所長に提出し、承認を受けなければならない。

(費用負担)

第5条 工事に要する費用は、法第57条の規定により、申請者が負担しなければならない。

(工事の届出等)

第6条 申請者は、工事に着手しようとするときは、道路工事施行承認着手届を所長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、工事が完成したときは、ただちに道路工事施行承認完成届兼立会・検査願書を所長に提出し、検査を受けなければならない。
- 3 工事の完成にかかわらず、所長が必要と認めるときは、現場の立会検査を行なうことができる。
- 4 所長は、工事が完成検査に合格した場合、道路工事施行承認完成届兼立会・検査願書にその旨を記載し申請者に交付する。
- 5 所長は、前2項の規定による検査の結果が良好でないと認めたときは、申請者に対し、工事の実施方法の改善、使用材料の交換または工事の再施行等の措置を原則、文書により命じることができる。

(工事の施行方法)

第7条 工事の施行方法は、次の各号に定めるもののほか、道路管理者の定める技術基準によらなければならない。

- (1) 道路の復旧は、承認を受けた工事の着手前と同等以上の機能となるよう行なうこと。工事現場の起終点等における道路標識、工事標示板及び工事条件板等の標示施設を設置すること。
 - (2) 工事の完成検査に合格するまでの間、交通に支障のないよう安全措置を講じること。
- 2 交通その他特別の事情で緊急を要する復旧については、所長は仮復旧を命じることができる。

(工事の監督)

第8条 申請者は、工事の現場に監督責任者を常駐させ、道路の安全管理と工事の適正な実施について十分監督しなければならない。

- 2 前項の監督責任者は、第2条第4項の規定により所長が交付する道路工事施行承認証を常時携行し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

(事故報告)

第9条 申請者は、工事の施行において事故が発生したときは、ただちにその旨を所長に報告し、指示を受けるとともに再発防止に向けた対応を行わなければならない。

(承認の取り消し)

第10条 所長は、偽りその他不正な手段によって承認を受けた者または承認条件に違反した者に対して、工事の中止を命じまたはその承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により工事の承認を取り消したときは、所長は申請者に対し、道路を原状に回復する等の措置を命じることができる。

(損害賠償等)

第11条 申請者が、工事により市または第三者に損害を与えたときは、ただちに原状に回復しまたはその損害を賠償しなければならない。

(申請書等の様式)

第12条 申請書その他の書類の様式は、次の各号に定めるところによる。

- | | |
|-------------------------|-------|
| (1) 道路工事施行承認申請書 | 様式第1号 |
| (2) 道路工事施行承認証 | 様式第2号 |
| (3) 道路工事施行承認着手届 | 様式第3号 |
| (4) 道路工事施行承認完成届兼立会・検査願書 | 様式第4号 |
| (5) 道路工事施行承認変更申請書 | 様式第5号 |
| (6) 道路工事施行承認取下げ申請書 | 様式第6号 |
| (7) 道路工事手直し指示書 | 様式第7号 |

(施行の細目)

第13条 この要綱に定めのない事項またはこの要綱により難い事項が生じたときは、その都度建設局長が定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行までに道路法第24条の規定に基づく承認申請を受理しているものについては、従前の例による。
- 3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。